

「流山市民総合体育館の利用料金等設定」に伴う「流山市都市公園条例の一部改正（案）」に係るパブリックコメント実施要領

1. 目的

「流山市民総合体育館の利用料金等設定」に伴う「流山市都市公園条例の一部改正（案）」について、市民の皆様のご意見を募集するものです。

2. 条例の一部改正の背景

流山市では、昭和51年に開館し、39年もの長きにわたり市民に親しまれてきた市民総合体育館（以下、「現体育館」という。）の建替えを進めています。

現体育館は老朽化が著しく、規模も大きくないことから、多様化する市民ニーズに応えることが困難な状況にあります。

建替えにあたっては、現状の課題を整理したうえで、施設構成や管理運営のあり方を検討するとともに、利用者ニーズを把握するため、市民検討会議や市民アンケート、スポーツ関係団体へのヒアリング、パブリックコメント等を行い、建替え後の市民総合体育館（以下、「新体育館」という。）の計画を策定しました。

新体育館は、規模で2.4倍以上、機能面でも施設の狭隘化からこれまで開催が困難であった市内の大会の他、県大会や広域的な地方大会、トップアスリーの試合などが開催できるようメインアリーナやサブアリーナ等を設置するとともに、規模を拡大した武道場を設置する他、和弓、洋弓兼用の弓道場を新たに設置します。

設備に関しては、熱中症対策等に配慮して全館空調設備を整えるほか、高齢者やからだの不自由な方に配慮したスロープ、エレベーター、トイレ、シャワールームを整備し、子育て中の方に安心して安全に体育館を利用してもらうための幼児体育室や授乳室を設置するなど、バリアフリー・ユニバーサルデザインを採り入れ、現体育館を上回るサービスを提供する予定です。

また、新体育館は気軽に個人でも利用できるように、従来の貸館利用のほかに、小さな子どもから高齢者まで、さまざまな年代の方が参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの充実を図るとともに、施設を個人で利用できるよう、トレーニング室を導入することとしました。このことは、市場を把握するために行った調査の結果、個人で利用できる施設の需要が高いことや、団体競技の利用者も施設を利用することから体育館全体の活性化につながるということを踏まえ、スタジオ・多目的運動室をトレーニング室に見直したものです。

このほか、新体育館は文化活動に親しむ市民にも愛される施設として、文化事業等の会場としても利用されるほか、災害時には市内最大の避難所とし

て市民生活を支えるなどの重要な役割を果たすものとしします。

このように、新体育館はさまざまな可能性を有する新しいスポーツの拠点として、効率的でより質の高いサービスを提供するとともに、持続的にサービスの質を確保し、維持できるよう、利用時間の拡大や料金体系の多様化を図るため、流山市都市公園条例（以下、「条例」）を改正するものです。

3. 条例の一部改正の内容

現体育館は、平成28年3月末を以て閉館となり、代わって新体育館は平成28年4月に開館を予定しています。これに伴い、開館時間や休館日、利用料金などについて改正するものです。

4. 条例の一部改正に係る考え方

新体育館の管理運営に要する費用については、市税などを財源として広く市民から負担を求めるものと、利用者から施設を利用する際に納めていただく利用料で賄うこととなります。

現体育館の管理運営費に対して、利用料の占める割合は概ね2割、市税等が8割となっています。仮に現体育館が稼働率100%で利用されたとしても、現在の利用料体系では、概ね利用料が3割、市税等が7割ということになります。

新体育館の管理運営に係る費用は、近傍類似施設などの状況から現在よりも増大すると考えられますので、現体育館と同じ水準で利用料を設定しますと、市税などを財源とする一般財源に対し、大きな負担を生じることとなります。このことは、受益者負担の原則を基本とし、市民負担の公平性という点で問題が生じることとなります。

さらに、継続的にサービスの質を確保し、また施設を維持していくためには、管理運営費の安定的な確保が必要であり、現行の利用料水準では厳しい状況になると考えております。

このため、新体育館の利用料の設定に当たっては、提供するサービスに必要な管理運営経費を基に、市民負担の公平性を図るため、近隣自治体の考え方を参考に、受益者負担率を50%として利用料金を設定しました。

5. 意見を募る対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6. 意見募集期間

平成27年2月23日（月）～3月24日（火）（必着）

7. 公表方法及び閲覧場所

流山市ホームページに掲載します。また、生涯学習課（市役所第1庁舎2階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各出張所、各公民館、南流山センター、生涯学習センター、市民活動推進センター（生涯学習センター3階）、中央図書館、森の図書館、市民総合体育館、流山市コミュニティプラザの窓口でも閲覧することができます。

8. ご意見等の提出方法

住所、氏名を明記し、ファクシミリ、電子メールによる提出、郵送、又は、直接書面を生涯学習課体育施設整備室にご持参ください。

いただいたご意見に対する市の考え方は、市のホームページで公表します。

なお、個別回答はいたしませんのでご了承ください。

9. 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 体育施設整備室

電話番号 04（7150）6106

FAX 04（7150）6521

E-mail shougaigakushu@city.nagareyama.chiba.jp